## 令和7年度

# 松本市結婚新生活支援事業補助金

松本市で新生活をスタートさせる新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅費用等を補助します!



◆補助額

異40万円

夫婦ともに29歳以下であれば

■ ₹70万円

◆申請期間

#### 令和7年7月2日(水)~令和8年3月30日(月)

※ 年度末は窓口が混み合うため、令和8年1月末までの申請にご協力ください。

- 令和7年1月1日~令和8年3月31日までに入籍(日本方式)した世帯
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯◆対象世帯 キ婦の合和6年公の所得の合計会額が500万円ます。
  - ・ 夫婦の令和6年分の所得の合計金額が500万円未満の世帯
    - ※ 詳しくは裏面のフローチャートをご覧ください。
    - ※ パートナーシップ宣誓世帯も対象となります。

◆対象経費

令和7年4月1日~令和8年3月30日までに支払いを行った下記の費用

## 住宅の取得費用



建物の購入費のみ (土地の購入費を 除く)

#### 住宅の賃借費用



賃料、敷金、 礼金、共益費、 仲介手数料のみ

#### 引越費用



引越業者や運送業 者に支払った引越 費用

### リフォーム費用



住宅の機能の維持 又は向上のために行う 修繕、増築、改築、設 備更新等の工事費用

- ◆対象世帯のフローチャート (パートナーシップ宣誓の方は読み替えてご確認ください)
  - ① 令和7年1月1日~令和8年3月31日までに入籍を行い、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下ですか?

いいえ

はい

- ② 夫婦の令和6年分の所得の合計金額が500万円未満ですか?
  - ※ 市区町村が発行する所得証明書で所得を確認してください。 所得証明書は、令和7年1月1日に住民票のあった市町村で取得できます。 (なお、所得が給与のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 を参考にすることができますが、提出書類としては使えません。)

※ 貸与型奨学金を返還している場合は、令和6年中の返済額を控除します。

はい

③ 申請日において、夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための松本市内の住宅の住所となっていますか?

いいえ

はい。

④ 夫婦の双方又は一方が、過去に松本市や他の自治体で、この制度に基づく 補助金の交付を受けたことがありませんか?

いいえ

はい。

⑤ 夫婦ともに松本市税に滞納はありませんか?

いいえ

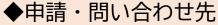
はい

対象世帯となる可能性がありますので、下記窓口までご相談ください。

#### ◆補助額

- ・夫婦ともに**29歳以下**の世帯 上限60万円+上乗せ10万円 → 最大 70万円
- ・夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円+上乗せ10万円 → 最大40万円

※ 上限を超えた住宅取得費用又はリフォーム費用に対して、松本市独自で10万円を限度に、 上乗せ補助します。



補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください。 詳しい内容については、ホームページをチェック!

松本市役所 こども若者部 若者参画課(なんなんひろば)

受付時間:月曜日・水曜日・木曜日・金曜日(いずれも祝日・年末年始を

除く)午前9時~午後5時

住 所: 〒399-0002 松本市芳野4番1号 電 話: 0263-26-1083 FAX: 0263-25-5337

メール: wakamono@city.matsumoto.lg.jp

<u>来館予約</u>を \お願いします/



20250605